

別紙

「京丹後市墓地等の経営の許可に関する規則」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>地縁団体を許可対象にすることについては慎重になるべきと思います。</p>	<p>パブリックコメントの趣旨に書いてありました「規則」については国の通知に従わねばなりません。地縁団体は宗教法人や公益法人等と異なり限定的な墓地経営の許可対象だとも思います。</p>	<p>墓地経営・管理の考え方については、平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知において、「墓地経営・管理の指針等について」(以下「指針」といいます。)が示されています。(ご指摘の通知はこれが元となったものですが、本指針は、地方公共団体が自らの責任において行う自治事務の技術的助言として示されたものであり法的な拘束力は有していません。)</p> <p>指針では、「住民の宗教感情や風土、文化等は地域によって異なることから、具体的な運用については、より住民に身近な市町村等において、地域の実情に応じて行われることが望ましい」としたうえで、「諸般の事情を総合的に勘案して判断せざるを得ない性質のものであり、一律の基準を定めることが困難であるため、地方公共団体の首長に広範な行政裁量権(行政判断権)に委ねる」としています。</p> <p>今般、本市において制定する「京丹後市墓地等の経営の許可に関する規則」は、法第1条の目的を達成するために、指針に基づき墓地等の経営許可に関して具体的な運用方法を定めるものですが、ご指摘のとおり、あくまでも認可地縁団体への墓地等の経営許可は限定的な措置であることから、規則案第3条においてその旨を規定しています。</p>

<p>京丹後市墓地等の経営の許可に関する規則の案はわかりにくいです。</p>	<p>第3条で地縁団体を入れるなら2項は必要ないではありませんか。 個人墓地を対象に考えるなら第3条に個人を加えればよいと思います。</p>	<p>規則案第3条第2項では、認可地縁団体ではない集落等を想定し、墓地等の移転、拡張又は新設を「許可をしない」と規定しています。そのうえで、第1項各号に定める経営者になり得ない(つまり、認可地縁団体になり得ない)場合等について例外措置を規定しています。同様に、個人墓地についても「許可しない」こととしています。</p>
--	--	---